

助成額は初乗り運賃相当・引き続き利用する方も申請を

福祉タクシー利用券の更新について

重度心身障がい者福祉タクシー利用券

対象 町内在住で身体障害者手帳1・2級または療育手帳(A・A)をお持ちの方

利用券 1人年間最高36枚(申請した月により変わります)

利用できるタクシー 埼玉県乗用旅客自動車協会、福祉タクシー料金助成事業の協定を結んでいるタクシー事業所、埼玉県個人タクシー協同組合

※身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、タクシー協会の厚意により運賃が1割引となります。

申請受付 4月1日(土)～(土曜日は午前中のみ)

※障がい者自動車等燃料費補助と同一年度内での重複利用、変更はできません。

健康福祉課 福祉担当

TEL内線114

高齢者福祉タクシー利用券

対象 65歳以上で在宅にて生活し、前年度住民税非課税

健康福祉課 福祉担当

TEL内線114

健康福祉課 高齢者介護担当

TEL内線116

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

現在利用している方も年度ごとに申請が必要です

重度心身障がい者自動車等燃料費補助

障がい者の通学、通勤、通院等のための自動車等燃料費の一部を助成します。

対象 町内在住で身体障害者手帳1・2級または療育手帳(A・A)をお持ちの方

※入院や施設入所中は対象外。

補助内容 燃料1リットルあたり60円で、1か月40リットル(バイクは7リットル)まで

必要書類 ①身体障害者手帳 または療育手帳、②印鑑、

申請受付 4月1日(土)～(土曜日は午前中のみ)

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

4月1日から

障がい(児)者診断書料等助成金交付制度が変わります

町では、身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書の費用の一部を助成していますが、4月から精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な診断書の費用の一部も助成対象になりました。

対象 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付申請等(更新、再申請、程度変更の申請を含む)の際に添付する診断書に係る診断書料等

※精神障害者保健福祉手帳は、4月1日以降に作成された診断書が対象となります。

内容 診断書料の2分の1の額で、上限額5千円

必要書類 ①診断書の領収書 ②本人名義の預金通帳またはキャッシュカード

申請受付 4月1日(土)～(土曜日は午前中のみ)

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

健康福祉課 福祉担当

4月29日の 土曜開庁は お休みします

4月29日(土)は祝日に
あたるため、土曜開庁業
務はお休みとなります。
ご不便をおかけしますが、
ご理解をお願いします。



☎総務課 庶務担当

TEL内線 212



町では、保健センター内で
運営していた地域包括支援セ
ンターの業務を越生町社会福
祉協議会に委託しました。こ
れにより、専門職による、よ
り充実した運営が行われ、高
齢者の利便性が図られるよう
になります。

☎健康福祉課 高齢者介護担当
TEL内線 115



委託先 社会福祉法人越生町
社会福祉協議会
住所 越生町大字越生908、
12(ゆうがく館内)
電話番号 299-5532

地域包括支援センターの業務を 社会福祉協議会に委託しました

4月1日から・高齢者の総合相談窓口です

平成 29 年度高齢者肺炎 球菌ワクチン予防接種 (定期・任意) について

肺炎は、死亡原因の第3位です。高齢者肺炎球菌予防接種
を受けることで、肺炎の原因で一番多い肺炎球菌による肺炎
の予防や、かかっても軽い症状ですむ効果があります。まだ
受けていない方には接種をオススメします。

☎保健センター TEL292-5505

	定期の予防接種 (国の制度、予防接種法に基づき実施する予防接種)	任意の予防接種 (町の制度、予防接種法に基づかない予防接種)
対象	①年度内(平成29年4月1日～30年3月31日)に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方 ②60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害がある方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方 ※高齢者肺炎球菌ワクチンを一度も受けたことのない方に限ります。	今年度定期接種に該当しない66歳以上の方 ※高齢者肺炎球菌ワクチンを一度も受けたことのない方に限ります。
接種期間	平成29年4月1日(土)～30年3月31日(土)	
接種費用	自己負担額 3,000 円 ※接種費用7,200円のうち、4,200円を町が費用助成しますので、自己負担金3,000円を接種する医療機関にお支払いください。	
接種方法	①保健センター窓口で予診票を受け取る。 ②予防接種を受ける医療機関に予約をする(生活保護受給者は受給者証をお持ちください)。 ③予約日に予診票と健康保険証を持参のうえ、医療機関で予防接種を受ける。	
接種場所	○町が契約している医療機関 ○町と埼玉県医師会が契約し、接種協力医の登録をされている医療機関	町が契約している医療機関
町の契約医療機関	越生町 市川医院 (TEL292-3011)、越生メディカルクリニック (TEL277-1119)、 かあいファミリークリニック (TEL299-6222) 毛呂山町 ゆずの木台クリニック (TEL295-5158)、長瀬クリニック (TEL295-0708)、 初野医院 (TEL294-7713)、おっぺ小児科アレルギー科クリニック (TEL295-5550)、 ハビネス会川角クリニック (TEL295-3959)、埼玉医科大学病院 (TEL276-1125)、 丸木記念福祉メディカルセンター (TEL276-1496)、街かどのクリニック (TEL298-5357)	